会社法第782条第1項に定める事前開示書類 (吸収分割に関する事前開示書類)

2023 年 2 月 16 日 KDDI 株式会社

会社法第782条第1項に定める事前開示書類 (吸収分割に関する事前開示書類)

東京都千代田区飯田橋三丁目 10番 10号

ガーデンエアタワー

(本店:東京都新宿区西新宿二丁目3番2号)

KDDI 株式会社

代表取締役社長 髙橋 誠

KDDI株式会社(以下「当社」といいます。)と当社の連結子会社である中部テレコミュニケーション株式会社(以下「ctc」といいます。)とは、当社を吸収分割会社とし、ctc を吸収分割承継会社として、当社の営む中部地区(愛知県、岐阜県及び静岡県をいいます。)における au ひかりマンションの au one net 事業(以下「本承継対象事業」といいます。)に関して当社が有する権利義務を、2023 年 4 月 1 日を効力発生日として、ctc に承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)を行う旨の吸収分割契約を、同年 2 月 3 日付で締結いたしました。

本吸収分割を行うに際し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

なお、本吸収分割は、当社においては会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易分割となります。

- 1. 吸収分割契約の内容 別紙1に添付しています。
- 2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項
 - (1) 本承継対象事業に関する権利義務の対価に関する事項 ctc は、本吸収分割に際して、当社に対して、ctc の普通株式 48,732 株を交付します。ctc より当社が交付を受ける株式については、本承継対象事業の業績動向(収益・費用・利益及び CF)等を検討のうえ、事業価値を算定した結果に加え、ctc の業績動向(収益・費用・利益及び CF)等を検討のうえ、ctc の株式価値を算定した結果をもとに、ctc と協議・交渉のうえ合意に至ったものであり、相当であると判断しております。
 - (2) 資本金及び準備金の額に関する事項

ctc が本吸収分割に際して増加させる資本金及び準備金の額は次のとおりであり、本吸収分割後における ctc の事業内容及び本承継対象事業に関する権利義務に照らして相当な額であると判断しております。

① 資本金の額 0円

② 資本準備金の額 0円

③ 利益準備金の額 0円

3. ctc の最終事業年度における計算書類等の内容 別紙 2 に添付しています。

4. ctc において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容 ctc において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容 当社は、2022年4月6日、当社の連結子会社(完全子会社)として au エネルギー&ライフ株式会社を設立し、2022年7月1日、当社の電力小売に係る事業等に関して当社が有する権利義務を同社に承継する吸収分割を実施いたしました。

- 6. 吸収分割が効力を生ずる日以後における当社の債務及び ctc の債務(なお、当社が吸収分割により ctc に承継させるものに限ります。)の履行の見込みに関する事項
 - (1) 当社について

当社の 2022 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額は、それぞれ 5,966,580 百万円及び 1,852,940 百万円です。また、本吸収分割によって、当社が ctc に承継させる予定の資産の額及び負債の額の見込額は、いずれも 0 円です。

また、2022 年 3 月 31 日から現在に至るまで、上記 5.の他当社の資産の額及び 負債の額並びに当社が ctc に承継させる予定の資産の額及び負債の額の見込額に 大きな変動をもたらす事象は生じておらず、本吸収分割の効力発生日までにその ような事態が発生することも現在想定されていません。

したがって、本吸収分割の効力発生日以降の当社の資産の額は、負債の額を十分 上回ることが見込まれています。

また、本吸収分割の効力発生日後の当社の収益及びキャッシュ・フローの状況に

ついて、当社の債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在想定されていません。 以上より、本吸収分割の効力発生日以後においても、当社の債務の履行の見込み があるものと判断しました。

(2) ctc について

ctc の 2022 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額は、それぞれ 190,306 百万円及び 25,855 百万円であり、本吸収分割によって、ctc が当社から承継する予定の資産の額及び負債の額の見込額は、いずれも 0 円です。

また、2022 年 3 月 31 日から現在に至るまで、ctc の資産の額及び負債の額並びに ctc が当社から承継する予定の資産の額及び負債の額の見込額に大きな変動をもたらす事象は生じておらず、本吸収分割の効力発生日までにそのような事態が発生することも現在想定されていません。

したがって、本吸収分割の効力発生日以後の ctc の資産の額は負債の額を十分上回ることが見込まれます。

また、本吸収分割の効力発生日以後の ctc の収益及びキャッシュ・フローの状況 について、ctc の債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在想定されていません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後においても、ctc が当社から承継する債務については、履行の見込みがあるものと判断しました。

以 上

吸収分割契約書

KDDI 株式会社(以下「甲」という。)及び中部テレコミュニケーション株式会社(以下「乙」という。)は、第1条に定める甲の事業を乙が承継する吸収分割(以下「本会社分割」という。)に関し、以下のとおり吸収分割契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 (本会社分割の目的)

甲は、本契約の定めるところに従い、会社法第 2 条第 29 号に定める吸収分割により、甲の営む、中部地区(愛知県、岐阜県及び静岡県をいう。)における au ひかりマンションの au one net 事業(以下「本承継対象事業」という。)に関して甲が有する第 5 条第 1 項に定める権利義務(以下「本件権利義務」という。)を乙に承継させ、乙は、これを承継する。

第2条 (本会社分割の当事者)

本会社分割における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりとする。

吸収分割会社

商号:KDDI 株式会社

住所:東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

吸収分割承継会社

商号:中部テレコミュニケーション株式会社 住所:愛知県名古屋市中区錦一丁目 10番1号

第3条 (本会社分割に際して交付する金銭等)

乙は、本会社分割に際して、新たに普通株式 48,732 株を発行し、本件権利義務の対価として、その全てを甲に割り当て、交付する。

第4条 (本会社分割に際して増加すべき乙の資本金及び資本準備金等)

乙が本会社分割により増加させる資本金及び準備金等の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金 0円

(2) 資本準備金 0円

第5条 (承継対象権利義務)

- 1 乙は、本会社分割により別紙「承継対象権利義務明細表」記載の本件権利義務を甲から 承継する。
- 2 本会社分割により甲から乙への債務の承継は、免責的債務引受の方法による。会社法第 759条第2項の定めにより甲と乙の連帯債務となった債務が存在する場合の当該債務に ついては、乙がこれを全額負担するものとする。

第6条 (分割承認株主総会)

- 1 甲は、会社法第 784 条第 2 項の定めに従い、同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の 承認を得ることなく本会社分割を行う。
- 2 乙は、本分割効力発生日の前日までに、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会を開催 し、本契約の承認その他の本会社分割に必要な事項に関する決議を得るものとする。

第7条 (本会社分割の効力発生日)

本分割効力発生日は、2023 年 4 月 1 日とする。但し、本会社分割の手続の進行に応じて必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる

第8条 (競業避止義務)

甲及び乙は、本会社分割に関し、甲の au ひかりマンションのマルチ ISP 事業及び au ひかり以外の固定通信事業については会社法第 21 条が適用されないことを確認する。

第9条 (対抗要件具備等及び費用負担)

- 1 甲及び乙は、本件権利義務のうち、登記、登録、通知、承諾その他の手続をその移転又は対抗要件具備のために必要とするものについて、相互に協力してその手続を行うこととする。
- 2 前項に定める手続に要する費用(公租公課を含む。)は、甲乙間で別途合意のない限り、 乙がこれを負担する。

第 10 条 (本会社分割に係る条件の変更等)

本契約締結後、本分割効力発生日に至るまでの間において、本契約に従った本会社分割の実行の支障となり得る重大な事象が発生又は判明し、本会社分割の目的の達成が困難となった場合(本契約締結時に既に判明していた事象について、本契約締結後に重大であることが判明した場合を含む。)には、甲乙協議の上、本契約を変更し又はこれを解除することができる。

第11条 (本契約の効力)

本契約は、法令に定める関係官庁等の承認が本分割効力発生日までに得られない場合 には、その効力を失う。

第12条 (準拠法及び管轄)

- 1 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。
- 2 本契約に関する一切の紛争については、被告の本店所在地を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条(協議事項)

本契約に定める事項のほか、本会社分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、 甲乙協議の上決定する。

本契約の成立を証するため、本契約書 2 通を作成し、各自記名押印の上、甲乙各 1 通を保有する。

2023年2月3日

甲:東京都新宿区西新宿二丁目3番2号 KDDI株式会社 代表取締役社長 髙橋 誠

乙:愛知県名古屋市中区錦一丁目 10番1号 中部テレコミュニケーション株式会社 代表取締役社長 宮倉 康彰

承継対象権利義務明細表

本会社分割により乙が甲から承継する権利義務は、本分割効力発生日の前日の終了時点 (以下「基準時」という。)における本承継対象事業に関する次の資産、負債、雇用契約そ の他の権利義務(但し、承継につき法令による許認可又は第三者の同意若しくは承認等が必 要な権利義務であって、当該許認可又は同意若しくは承認等が得られないものを除く。)と する。

但し、甲及び乙は、協議の上、本分割効力発生日の前日までに合意することにより、これらの権利義務を加除することができる。

1. 資産

なし。

2. 負債

なし。

3. 契約(但し、雇用契約を除く。)及び権利義務

基準時において有効である、FTTH サービス契約約款に基づく本承継対象事業に係る 基本契約者としての地位及びこれらに基づく一切の権利義務。

但し、FTTH サービス契約約款におけるタイプIII(au one net マンション一括型)に該当する契約及び権利義務(一括型、一括型ギガ、一括型 10 ギガを含む。)並びに法令上又はその他の事由により承継対象としないことについて甲及び乙が別途合意した契約又は権利義務は除く。

4. 雇用契約及び権利義務

なし。

以上

別紙 2

計 算 書 類

2 0 2 1 年度

 2021年 4月 1日から

 第36期

 2022年 3月31日まで

- 1 貸借対照表
- 2 損 益 計 算 書
- 3 株主資本等変動計算書
- 4 個 別 注 記 表

中部テレコミュニケーション株式会社

貸 借 対 照 表

2022年 3月31日 現在 中部テレコミュニケーション株式会社

Ntt- t-			(単位:千円)
資産の部		負債の部	
流動資産	99, 030, 592	流動負債	15, 423, 268
現金及び預金	32, 877	買掛金	1, 026, 900
売 掛 金	11, 361, 332	未 払 金	7, 322, 122
契 約 資 産	1, 826, 029	未 払 法 人 税 等	4, 009, 951
前 払 金	1, 402, 298	未払消費税等	619, 282
未成工事支出金	252, 583	契 約 負 債	921, 363
貯 蔵 品	2, 100, 244	前 受 金	1, 433
前 払 費 用	790, 817	預り金	203, 364
未 収 入 金	3, 644, 646	前 受 収 益	433, 247
短 期 貸 付 金	77, 627, 535	賞 与 引 当 金	877, 414
そ の 他	173, 191	そ の 他	8, 189
貸倒引当金	△ 180, 964		
		固定負債	10, 432, 313
固 定 資 産	91, 276, 315		
		リース債務	11, 354
有 形 固 定 資 産	82, 328, 289	退職給付引当金	814, 334
建物	7, 158, 281	契 約 負 債	9, 606, 625
構築物	49, 924, 437		
機・械・及・び・装・置	14, 235, 728		150 to 100 to
車両及び運搬具	12, 883	負 債 合 計	25, 855, 582
工具、器具及び備品	2, 184, 722		
土 地	4, 488, 273	純 資 産 の 部	
リース資産	10, 162		
建設仮勘定	4, 313, 800		
		株主資本	164, 451, 326
無形固定資産	2, 789, 471		
借地権	10, 984	資 本 金	38, 816, 480
ソフトウェア	2, 687, 039		
商標権	1, 216	資本剰余金	18, 746, 060
その他	90, 231	資本準備金	18, 746, 060
投資その他の資産	6, 158, 553	利益剰余金	106, 888, 785
投 資 有 価 証 券	5, 000	その他利益剰余金	106, 888, 785
長期前払費用	414, 735	繰越利益剰余金	106, 888, 785
繰 延 税 金 資 産	3, 810, 809		,
前払年金費用	907, 742		
そ の 他	1, 020, 266	純 資 産 合 計	164, 451, 326
資 産 合 計	190, 306, 908	負債及び純資産合計	190, 306, 908

⁽注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示している。

損 益 計 算 書

 2021年 4月 1日から

 2022年 3月31日まで

ßテレコミ <i>=</i>	ュニケーション株式会	社		(単位:千円
売	上	高		99, 423, 647
売	上 原	更 価		46, 349, 855
	売 上	総利	益	53, 073, 792
販 売	費及び一般	设 管 理 費		28, 212, 920
	営業	利	益	24, 860, 871
営	業外	収 益		
受	取	利 息	105, 077	
受	取 賃	貸料	2, 169	
I	事補償金等	至 入 差 益	82, 718	
ケ	ーブルテレビ再動	整備事業負担金	228, 109	
雑	収	入	52, 418	470, 492
営	業外	費用		
支	払	利 息	182	
減	損	損 失	13, 961	
雑	支	出	2, 917	17, 061
	経常	利	益	25, 314, 302
	税 引 前 当	期 純 利	益	25, 314, 302
法	人 税 、 住 民	税及び事業	税 7,785,541	
法	人 税 等		額 19,552	7, 805, 093
	当 期	純 利	益	17, 509, 209

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示している。

株主資本等変動計算書

2021年 4月 1日から 2022年 3月31日まで -

(単位:千円) 中部テレコミュニケーション株式会社 株主資本 利益剰余金 資本剰余金 純資産合計 その他利益剰余金 株主資本合計 資本金 資本準備金 繰越利益剰余金 38, 816, 480 18, 746, 060 102, 284, 460 159, 847, 001 159, 847, 001 当期首残高 △ 5, 620, 519 △ 5,620,519 △ 5,620,519 会計方針の変更による累積的影響額 96, 663, 941 154, 226, 482 154, 226, 482 遡及処理後当期首残高 38, 816, 480 18, 746, 060 当期変動額 剰余金の配当 △ 7, 284, 364 △ 7, 284, 364 △ 7, 284, 364 17, 509, 209 17, 509, 209 17, 509, 209 当期純利益 10, 224, 844 10, 224, 844 10, 224, 844 当期変動額合計 164, 451, 326 当期末残高 38, 816, 480 18, 746, 060 106, 888, 785 164, 451, 326

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示している。

個 別 注 記 表

2021年 4月 1日から 2022年 3月31日まで

中部テレコミュニケーション株式会社

重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券で市場価格のないものは、移動平均法による原価法によっている。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金は、個別法による原価法、貯蔵品は、移動平均法による原価法(貸借対照表価額は 収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっている。

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

機械及び装置は定率法を採用している。

機械及び装置を除く有形固定資産は定額法を採用している。

- (2) 無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法を採用している。
- (3) 長期前払費用

定額法を採用している。

(4) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用している。

- 3. 引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金

債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の事業年度から費用処理することとしている。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (14年) による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしている。

(3) 賞与引当金

従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上している。

4. 収益及び費用の計上基準

回線サービス及び、これに付帯又は関連するサービスに係る収益は、顧客との契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っている。当該サービス契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の進捗度に応じて収益を認識している。

ICT 物品の販売等に係る収益は、主に卸売りによる販売であり、顧客との販売契約に基づいて当該物品を引き渡す履行義務を負っている。当該履行義務は、物品を引き渡す一時点において、顧客が当該物品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識している。

なお、顧客に支払われる対価については、従来営業費用で計上していたが、これを営業収益より控除 する方法へ変更している。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準の適用)

当事業年度より、「収益認識に関する会計基準」等を適用している。当該会計基準は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されている。この結果、株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は、5,620,519 千円減少している。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

当事業年度より、「時価の算定に関する会計基準」等を適用している。これによる財務諸表への影響はない。

収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社は、法人事業及びコンシューマ事業を営んでおり、各事業の主な財又はサービスの種類は、 回線の提供、ICT等である。

また、各事業の売上高は、法人事業が39,733,177千円、コンシューマ事業が59,690,470千円である。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりである。 なお、顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は次のとおりである。

・顧客との契約から生じた債権

11,361,332 千円

• 契約資産

1,826,029 千円

• 契約負債

10,527,988 千円

契約資産は「会計上の見積りに関する注記」の「収益認識」に記載の通りである。 契約負債は、主に回線サービス等における初期費用収入に関連する前受対価であり、顧客の サービス利用期間に応じて収益〜振替えられる。

会計上の見積りに関する注記

収益認識

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約及び受注制作の ソフトウェアについては、進捗度に応じて収益を認識している。契約資産は、主に当該売上収益に かかる未請求売掛金であり、顧客の検収時に売上債権へ振替えられる。

当社は、原則として見積総原価に対する当事業年度末までの発生原価の割合で進捗度を測定する 方法を適用しており、見積総原価は、案件ごとの仕様や作業期間等に基づき見積もっている。 収益及び費用は、案件の総収益及び総原価の見積り並びに進捗度の測定結果に依存しているため、 追加コストの発生等により、計上額が変動する可能性がある。

貸借対照表に関する注記

- 1. 有形固定資産の減価償却累計額 277,752,746 千円
- 関係会社に対する金銭債権・金銭債務
 短期金銭債権 1,763,114 千円 短期金銭債務 1,843,199 千円
- 3. 固定資産の取得価額から直接減額された工事負担金累計額 353,302千円

損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引高・営業外取引高

売上高 16,830,584 千円 営業費用 7,440,932 千円 営業外取引高 114,391 千円 株主資本等変動計算書に関する注記

- 1. 当事業年度末日における発行済株式の数 普通株式 2,062,992.6株
- 2. 剰余金の配当に関する事項

配当金の支払に関する事項

2021年6月15日開催の第35期定時株主総会決議による配当に関する事項

配当金の総額

7.284.364 千円

・1株当たりの配当

3,530.97円

基準日

2021年3月31日

• 効力発生日

2021年6月16日

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、減価償却超過額、賞与引当金、退職給付引当金繰入超過額である。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については、KDDIグループファイナンスの短期的な預金等に限定している。 営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されているが、取引先ごとの期日管理及び残高管理 を行っている。営業債務である買掛金等は、ほとんど1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒 されているが、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理している。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日(当事業年度の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
売掛金	11, 361, 332	11, 361, 332	-
短期貸付金	77, 627, 535	77, 627, 535	_

(注)金融商品の時価の算定方法に関する事項

売掛金及び短期貸付金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿 価額によっている。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項 会社計算規則第109条1項ただし書きに基づき記載を省略している。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

種 類	会社等の 名 称	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内 容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	KDD I 株式会社	被所有 直接 80.5%	電気通信サ ービス等の 提供	電気通信 回線の提供等 (注1、4)	16, 777, 796	売掛金 (注 4)	1, 669, 287
親会社	KDDI	被所有	資金賃貸借	短期資金の貸付 (注2)	3, 657, 653	短期貸付金	77, 627, 535
10000	株式会社	直接 80.5%	N-AAH	利息の受取 (注3)	105, 077	未収入金	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)電気通信回線の提供等については、協議のうえ決定している。
- (注2)短期貸付金の貸付額は、純額で表示している。
- (注3)利率については、市場金利を基に算出された利率により、その他は交渉のうえ決定している。
- (注4)取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

2. 兄弟会社等

種 類	会社等の 名 称	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内 容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社 の 子会社	株式会社シーテック	なし	電気通信 工事の発注	電気通信 工事の発注等 (注1,2)	3, 136, 537	未払金 (注 2)	507, 064

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)電気通信工事の発注等について、見積りを入手するなどし、価格交渉のうえ決定している。
- (注2)取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

79,714円93銭

2. 1株当たり当期純利益

8,487円28銭

計算書類に係る附属明細書

2021年度

2021年 4月 1日から 3 第36期 2022年 3月31日まで

- 1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細
- 2. 引当金の明細
- 3. 販売費及び一般管理費の明細

中部テレコミュニケーション株式会社

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位:千円)

区分	資産の種類	期 首 帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期 末 帳簿価額	減価償却 累計額	期 末 取得原価
	建物	7,452,976	522,318	7,605	809,408	7,158,281	14,448,433	21,606,714
	構築物	51,421,703	9,299,632	841	10,796,056	49,924,437	221,447,026	271,371,464
	機械及び装置	13,995,882	4,253,893	75,889	3,938,158	14,235,728	36,961,322	51,197,051
有固	車両及び運搬具	3,483	13,560	0	4,160	12,883	38,782	51,665
定資	工具、器具及び備品	2,151,518	768,026	2,635	732,187	2,184,722	4,856,087	7,040,810
形産	工地	589,723	3,898,549		_	4,488,273	_	4,488,273
	リース資産		11,257		1,094	10,162	1,094	11,257
	建設仮勘定	3,673,997	20,971,375	20,331,572 (13,961)	_	4,313,800		4,313,800
	計	79,289,285	39,738,613	20,418,543 (13,961)	16,281,065	82,328,289	277,752,746	360,081,036
	借地権	10,984		_	_	10,984	_	10,984
無固	ソフトウェア	2,199,826	1,451,130	9,901	954,015	2,687,039	10,422,407	13,109,447
沓	商標権	858	500	_	141	1,216	283	1,500
形産	その他	76,267	22,849		8,885	90,231	2,329,974	2,420,205
	計	2,287,936	1,474,479	9,901	963,043	2,789,471	12,752,665	15,542,137

(注)1.「当期減少額」欄の()は内数で、当期の減損損失計上額である。

(注)2. 主な増加内訳

Lette	-	4.1
檷	巬	牭

加入者線路光ファイバーケーブル	9,250,403 千円
機械及び装置	
法人局拡充工事	574,901 千円
コミュファ用ネットワーク機器	498,696 千円
法人用回線構築	423,726 千円
土地	
丸の内データセンタ	3,661,299 千円
建設仮勘定	
コミュファ応需工事	4,566,970 千円
10G-EPON構築	3,661,299 千円
法人応需線路工事	1,559,782 千円
ソフトウェア	
IP電話設備用ソフトウェア	763,136 千円

(注)3. 主な減少内訳

建設仮勘定

コミュファ応需工事 4,539,924 千円 10G-EPON構築 3,661,299 千円 法人応需線路工事 1,437,863 千円

(注)4. 工事負担金圧縮額

	(当期圧縮額)	(累計圧縮額)
建物	一 千円	15,221 千円
構築物	一 千円	313,603 千円
機械及び装置	一 千円	24,477 千円

2. 引当金の明細

(単位:千円)

			当期減少額		
区分	期首残高	当期増加額	目的使用	その他	期末残高
貸倒引当金	149,871	177,474	5,314	141,066	180,964
退職給付引当金	811,948	15,074	12,688	_	814,334
賞与引当金	906,815	877,414	906,815		877,414

(注)1. 貸倒引当金の当期減少額のその他欄は、洗替処理による戻入額である。

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位:千円)

		(単位:十円)
科 目	金額	摘要
人件費	4,570,292	
消耗品費	394,043	
借料·損料	540,989	
保険料	4,354	
光熱·水道料	94,155	
修繕費	979	
旅費•交通費	64,806	
通信運搬料	546,766	
広告宣伝費	1,760,455	
交際費	35,893	
厚生費	61,346	
作業委託費	7,276,930	
販促関連費用	8,051,774	
減価償却費	684,638	
租税公課	1,715,470	
その他	2,410,021	
#H	28,212,920	

事 業 報 告

2021年 4月 1日から 2022年 3月31日まで

1. 株式会社の現況に関する事項

1-1. 事業の経過及びその成果

わが国経済は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響下にありましたが、厳しい状況は徐々に緩和されております。政府は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え、未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動、防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保を柱とする「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を策定し、また、「新しい資本主義」を起動し「成長と分配の好循環」を実現して、経済を自律的な成長軌道に乗せようとしています。加えて、地方と都市で格差の無いデジタル社会の実現に向けて「デジタル田園都市国家構想」の取り組みが進行しております。社会を支えるために通信の果たす役割もますます重要になっています。

このような環境の下、当社ソリューション事業につきましては、お客さまの様々なニーズにお応えするサービスの提供に努めた結果、株式会社ジェイ・ディー・パワー ジャパンが行った「2021 年日本法人向けネットワークサービス顧客満足度調査」 < SMB (中堅・中小企業) 市場セグメント> において 16 年連続で総合満足度第 1 位を受賞し、引き続きお客さまから高い評価をいただくことができました。一般法人向けには新型コロナ社会に対応した ICT テレワーク関連商品の販売を強化、半導体不足による ICT 機器納期遅延に対する先行手配、ゼロトラストの概念に基づいたネットワーク、ICT (セキュリティ、DX、デバイス) などの戦略商品のラインナップの充実などにより法人顧客数は 18 千社を突破いたしました。

コンシューマ事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対面販売機会の減少により獲得減の影響はありましたが、QoS 技術を利用した「コミュファ光ゲーミングカスタム」の提供開始や、コロナ禍の在宅率向上によりニーズの高い動画サービスの拡充(DAZN と業務提携)などにより魅力的なサービスラインナップを整えました。また、12 月にはコミュファ光の累計提供数が 100 万加入を突破し、中部地域の皆さまへ、これまでのご支援と感謝を込めたキャンペーンを展開いたしました。

「コミュファ光」の提供エリアについては中部地区 5 県下(愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、長野県)111 市 52 町 5 村となり、その結果当期の純増契約数は18千件、累計契約数は1,007千件まで拡大しております。

経営面では、2019 年 9 月に「ctc 健康経営宣言」を行い、社員の健康が全ての源泉であるとの認識のもと、社員の健康を組織で支える健康経営を推進してきた結果、経済産業省と日本健康会議が共同で選定する「健康経営優良法人 2022」(大規模法人部門)に認定され、昨年に続き 2 年連続の認定となりました。

売上高につきましては、法人・コンシューマ事業ともに前期比増収を達成し、99,423,647 千円と前期に対し84,592 千円の増収(前期比0.1%増)となりました。一方、営業利益につきましては、原価率の増に伴い材料部品費や販促関連費用等の増により、24,860,871 千円と前期に対し1,077,904 千円の減益(前期比4.2%減)となりました。また、法人税等7,805,093 千円を計上したことにより、当期純利益は17,509,209千円となりました。

(サービス別売上高)

区分	売上高(千円)	対前期増減率(%)
専 用	1,893,273	41.4%
データ伝 送	14,119,702	1.5%
音 声 伝 送	2,154,497	△3.7%
I C T	12,153,354	45.2%
業務受託	8,547,361	△27.3%
設 備 貸 付	789,906	0.2%
そ の 他	75,081	11.6%
法 人 事 業 小 計	39,733,177	3.3%
データ伝 送	45,302,727	△1.5%
音 声 伝 送	8,527,621	△4.5%
放 送	3,511,689	3.7%
そ の 他	2,348,431	△7.7%
コンシューマ事業小計	59,690,470	△1.9%
全 社 合 計	99,423,647	0.1%

1-2. 直前三事業年度の財産及び損益の状況

(財産及び損益の状況)

区分	第 33 期 (2019 年 3 月期)	第 34 期 (2020 年 3 月期)	第 35 期 (2021 年 3 月期)	第 36 期(当事業年度)
売上高 (千円)	91,261,701	94,810,597	99,339,055	99,423,647
当期純利益(千円)	15,820,862	16,677,289	18,210,889	17,509,209
1株当たり 当期純利益 (円)	7,668円88銭	8,084 円 02 銭	8,827円41銭	8,487円 28 銭
総資産 (千円)	143,144,199	157,966,238	176,351,859	190,306,908

(注)記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

1-3. 対処すべき課題

ソリューション事業につきましては移動体事業者の 5G に対応した新たなネットワーク基盤の構築に伴う 単価見直しの収支影響に対し、一般法人向け月額売上の拡大に力を入れて参ります。具体的には DX クラウド、セキュリティ、保守運用の強化による ICT 売上の拡大、ビジネスコミュファ(SMB 層)、ワイヤレス回線の 獲得強化による回線売上の拡大を図ります。

コンシューマ事業につきましては、ID と ARPU の拡大を両輪で目指すとともに、安定した通信品質や営業品質はもとより、「お客さまに寄り添うコミュファ」の実現に向けた変革加速を図ります。 具体的にはコンテンツマーケティングや web 販路の強化、フォローコール/訪問強化による既存お客様サポート強化などに加え、更なるシェア拡大に向け70千世帯へのエリア拡大を実施いたします。

経営面につきましては、2022 年度も引き続き移動体基地局向けの単価見直しによる収支への影響が見込まれており、厳しい状況であるため、売上最大経費最小を徹底して行います。また、社員の働きがい向上につながる環境を提供し、パフォーマンスを最大化、サスティナビリティを経営の中に置き、昨秋策定した3カ年中期計画をベースとした持続的成長を実現してまいります。

1-4. 主要な事業所及び使用人の状況

(1)主要な事業所(2022年3月31日現在)

本社 名古屋市中区錦一丁目 10 番1号

CTC 栄ビル 名古屋市中区栄五丁目3番26号

パネ協名古屋センタービル 名古屋市中区栄五丁目 13番 21号

丸の内データセンター 名古屋市中区丸の内一丁目9番1号

静岡エンジニアリング・センター 静岡市葵区柳町 133 番地 2

浜松エンジニアリングセンター 浜松市中区曳馬六丁目 21 番地 10

三重エンシニアリングセンター 津市一身田大古曽字久保 831 番地 1

岐阜エンジニアリングセンター 岐阜市鶴田町二丁目1番地1

長野エンジニアリングセンター 松本市埋橋一丁目5番3号

岡崎エンジニアリングセンター 岡崎市八帖北町 18番地 26

岩倉局 岩倉市大山寺町井の株93

(2)使用人の状況

2022年3月31日現在

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
844名	79 名増	39.2 歳	12.3 年

(注) 使用人数の内訳 社員:783 名、出向社員:61 名 平均勤続年数には、出向社員は含みません。

1-5. 重要な親会社及び子会社の状況

(1)親会社の状況

当社の親会社は KDDI 株式会社で、同社は当社の株式を 1,660,709 株(80.5%)保有しています。 当社は、親会社より通信設備等に係る回線構築・運用・保守業務を受託しています。

(2)子会社の状況

該当事項はありません。

(3)親会社との間の取引に関する事項

①当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社より通信設備等に係る回線構築・運用・保守業務受託の収入を得ており、当該取引をするに当たっては、当該取引の必要性及び取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

②当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての当社の取締役会の判断及びその理由 当社は親会社との取引条件を決定するに当たり、市場価格に基づいて価格交渉のうえ、一般的取引 条件と同様に決定していることから、当社取締役会としては、当該取引は当社の利益を害さないものと 判断しております。

2. 株式に関する事項

株式及び株主の状況

①発行可能株式総数

3, 100, 000 株

②発行済株式の総数

2,062,992.6株

③当事業年度末の株主数

2名

④株主

株主名	持株数	持株比率
KDDI 株式会社	1, 660, 709. 0 株	80. 5%
中部電力株式会社	402, 283. 6 株	19. 5%

3. 会社役員に関する事項

取締役及び監査役の氏名等

2022年3月31日現在

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況	備考
宮倉 康彰	代表取締役社長	KDDI 株式会社 執行役員	

内山 敏紀	取締役 執行役員常務 ソリューション営業本部担当 コンシューマ営業本部担当 ICT 特命担当		3月31日退任
大塚 浩司	取締役 執行役員常務 経営戦略室担当 経営管理本部担当		
水谷 仁	取締役	中部電力株式会社 代表取締役 副社長執行役員	
山本 賢	常勤監査役		
東海林 崇	監査役	KDDI 株式会社 代表取締役 執行役員副社長	

4. 会計監査人に関する事項

会計監査人の名称

区分	名称	備考
会計監査人	PwC 京都監査法人	2008 年 6 月 18 日開催の 第 22 期定時株主総会で就任

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第5項の規定に基づき、2006年5月25日開催の取締役会において決議した、「内部統制システム構築の基本方針」の内容を、2008年4月1日よりKDDI株式会社の子会社になったこと等に伴い、2008年6月18日、2010年4月22日開催の取締役会における改定決議2011年8月1日付けの会議体名称についての軽微な変更に関する社長決裁、2015年5月11日開催の取締役会における改定決議、及び2018年7月26日開催の取締役会決議により改定いたしました。内容は、次の通りです。

【内部統制システム構築の基本方針】

当社は、会社法第362条第5項の規定に基づき、「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会にて決議、対外的に公表し、会社業務の執行の公正性、透明性及び効率性を確保するとともに、企業クオリティを向上すべく、実効性のある内部統制システムの整備を図る。

1 コーポレートガバナンス

(1)取締役会

取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、取締役会規程等に基づき、法令等に定める重要事項 及び経営計画等の決定を行うとともに、取締役等の適正な職務執行が図られるよう監督する。 取締役の職務執行に係る情報については、社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。

(2)業務執行体制

①執行役員制度により権限の委譲と責任体制の明確化を図り、有効かつ効率的に業務を遂行する。

- ②取締役会付議事項の他、業務執行に係る重要事項については、取締役、執行役員等にて構成される 経営戦略会議において、経営戦略会議規程に基づき審議し、決定する。
- (3)監査役の職務遂行の実効性を確保するための体制
 - ①監査役は取締役会に出席する他、社内主要会議に出席するとともに、重要な会議の議事録、稟議 書、契約書等を閲覧することができる措置を講じる。
 - ②取締役及び従業員、並びに内部監査部門は、監査役の職務遂行に必要な情報を適宜・適時に監査役に報告する他、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は直ちに監査役に報告する。また、取締役及び従業員、並びに内部監査部門は、監査役と意見交換を行い、連携を図る。
 - ③監査役の職務を補助するために使用人をおく場合は、その人事については、適性・要員数等、監査役の意見を尊重し、適切な要員確保を図る。
 - ④監査役に対する報告を行ったことにより、報告を行った者が不利益を被らない措置を講じる。
 - ⑤監査役が職務を遂行可能とするために必要な費用については前払を含めてその支払いに応じる。

2 コンプライアンス

- (1)全ての取締役及び従業員は、職務の執行に際し、遵守すべき基本原則を掲げた「行動指針」に基づき、常に高い倫理観を維持し、適正な職務の執行を図る。
- (2) 反社会的勢力に対しては毅然とした対応をとり、一切の関係遮断に取り組む。
- (3)企業倫理に係る会議体において、重大な法令違反、その他コンプライアンスに係わる問題、事故の早期発見・対処に取り組む。
- (4)社内外に設置されているコンプライアンスに係る内部通報制度の適切な運用を図る。
- (5)社内外研修、社内の啓発活動等により、コンプライアンスの理解と意識向上に努める。
- 3 経営目標を適正かつ効率的に達成するためのリスク管理
- (1)取締役等で構成される経営戦略等に係る会議体において、持続的な成長を図るべく、ビジネスリスクの分析及び事業の優先順位付けを厳正に行い、適切な経営戦略や経営計画を策定する。その実現のため、業績管理に係る会議体において、月次でビジネスリスクを監視し、業績管理の徹底を図る。
- (2)各部門に「内部統制管理責任者」を設置し、経営目標を適正かつ効率的に達成するため、以下の活動を自律的に推進する。
 - ①リスク情報を定期的に洗い出しこれを一元的に管理するリスク管理部門を中核とし、全ての部門、 取締役及び従業員が連携して、社内関連規程に基づき、当社のリスクを適切に管理し、経営目標の適 正かつ効率的な達成に取り組む。
 - ②会社事業に重大かつ長期にわたり影響を与える事項については、事業へのリスクを可能な限り低減するための対応策を検討し、策定する。
 - ③財務報告に係る内部統制については、KDDI グループとして評価及び改善を行い、財務報告の信頼 性の一層の向上を図る。
 - ④業務の有効性・効率性の向上や資産の適正な取得・保管・処分等、業務品質向上のために必要な体制の整備、充実を図る。
- (3)電気通信事業者として、以下の取り組みを行う。
 - ①通信の秘密の保護
 - 通信の秘密は、これを保護することが企業経営の根幹であり、これを厳守する。
 - ②情報セキュリティ

お客様情報等の漏洩の防止、電気通信サービス用ネットワークへのサイバーテロの防護など会社の 全情報資産の管理については、情報セキュリティに関する会議体等において、その施策を策定し、取 締役及び従業員が連携して情報セキュリティの確保を図る。

③災害時等におけるネットワーク及びサービスの復旧

重大な事故・障害、大規模災害等による通信サービスの停止、中断等のリスクを可能な限り低減するため事業継続計画(BCP)を策定し、ネットワークの信頼性向上とサービス停止の防止施策を実施する。非常災害発生時等には迅速な復旧等のため、可及的速やかに対策本部を設置して対応にあたる。

- 4 ステークホルダーとの協働に係る取り組み
- (1)全社を挙げての以下の活動取り組みにより、当社並びに KDDI グループの活動全体に対する支持と 信頼を獲得し、お客さま満足度の向上と顧客基盤の強化・拡大を達成する。
 - ①全てのステークホルダーをお客様と捉え、取締役及び従業員全員で、お客さまの一連の体験において、どんなところにご不満 (ペインポイント) があるかを探り、改善に向けたアクションを実施するお客さま体験価値 (CX) 向上活動を推進する。
 - ②諸法令を遵守し、お客様に安心、安全で高品質な製品・サービスを提供するとともに、製品・サービスの提供にあたっては、お客様が適切に製品・サービスを選択し利用できるよう、わかりやすい情報の提供と適正な表示を行う。
- (2)全てのステークホルダーから理解と信頼を得るため、会社経営の透明性を確保し、広報·CSR 活動の 更なる充実に努める。
- 5 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1)経営に係る重要事項について、KDDI と定期的に情報を共有し協議することにより適切な関係を保持 しつつ、連携してグループ全体の業務の適正を確保する。
- (2)KDDI グループとしての「内部統制責任者」を設置し、業務の適正を確保するとともにリスクの適切な管理及び低減策を推進し、経営目標の適正かつ効率的な達成に取り組む。
- (3)企業倫理に係る会議体を通じて、重大な法令違反、その他コンプライアンスに係わる問題、事故の早期発見・対処に取り組むとともに、内部通報制度を導入し、適切に運用する。また、「行動指針」に基づき、取締役及び従業員が常に高い倫理観を維持し、適正な職務の執行体制を確立する。

6 内部監査

会社業務全般を対象に内部監査を実施し、内部統制体制の適切性や有効性を定期的に検証する。 内部監査結果は、問題点の改善・是正に関する提言を付して代表取締役会長及び社長に報告する他、監査 役に報告を行う。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年4月19日

中部テレコミュニケーション株式会社 特定監査役 山 本 賢 殿

PwC京都監査法人

京都事務所

指 定 社 員 業務執行社員 公認会計士 高 井 晶 治

指 定 社 員 業務執行社員 公認会計士 矢 野 博 之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中部テレコミュニケーション株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査音見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる 十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

我々監査役は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行 に関して協議の上、本監査報告書を作成し以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監査役は、監査役監査規程に準拠し、監査の方針及び監査計画に従い、取締役、リスク管理室その他の使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。なお、新型コロナウイルス感染症対策として一部監査等にTeams等のweb会議システムを利用するなどして行い、当初の監査計画をほぼ実行しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する、取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)に関して、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③事業報告に記載されている、会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及 び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えま した。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度にかかる事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、 損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または、法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は、相当であると認めます。 また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、 指摘すべき事項は認められません。
 - なお、昨年度コンシューマ事業にて発生した不適切な電話営業につき、抜本的対策が実施されて 改善が行われていることを確認しております。今後も定着に向け取り組む方針であり、より良い 状態に向かっていると認めます。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり、当社の利益を 害さないように留意した事項及び当該取引が、当社の利益を害さないかどうかについての取締役 会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 PwC 京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年4月21日

中部テレコミュニケーション株式会社

監査役(常勤) 山本 賢

監査役 東海林崇